

会議名称		平成17年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成17年7月22日(金) 14時～17時21分	
場所		杉並区役所 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、藤本委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員	
	実施機関	大森区長室区政相談課長、大藤区民生活部管理課長、日暮保健福祉部国保年金課高齢者医療係長、小澄保健所健康推進課長、黒瀬都市整備部住宅課長、吉田都市整備部建築課長、佐々木保健福祉部保育課長	
	事務局	高区長室長、南方行政管理担当部長 [情報システム課] 和久井課長 [法規担当課・総務課] 宇賀神法規担当課長	
傍聴者		なし	
配付資料	事前	・平成17年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成17年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・杉並区情報公開・個人情報保護審議会について	
	当日	会議次第、委員名簿、情報公開・個人情報保護制度事務手引き、電子計算組織のあらまし	
次 第	1	委嘱状交付、区長(助役)あいさつ	
	2	審議会委員自己紹介、事務局職員紹介	
	3	会長、職務代理の選出	
	4	審議会所掌事項等について	
	5	平成17年度第1回会議録の確定	
	6	報告・諮問事項	
		平成16年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告3
		平成16年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告4
		平成16年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告5
		平成16年度 小型電子計算組織利用状況報告	報告6
		コールセンターに関する業務の登録について(新規)	報告7
		コールセンターに関する業務の外部委託について	諮問6
		杉並区コールセンターシステムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問7
		コールセンターに関する業務の外部結合について	諮問8
		指定統計(国勢調査)に関する業務の外部委託について	諮問9
		老人医療給付に関する業務の登録について(修正)	報告8
	老人医療給付に関する業務の外部委託について	諮問10	
	訪問保健指導管理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問11	
	子宮がん検診に関する業務の外部委託について(修正)	諮問12	

	既存木造住宅耐震改修工事助成に関する業務（新規）	報告 9
	耐震改修助成申請者台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 1 3
	建築計画概要書等閲覧システムに記録する個人情報項目について（修正）	諮問 1 4
	地下水情報（井戸情報）の整備に関する業務の登録について（新規）	報告 10
	地下水情報（井戸情報）の整備に関する業務の外部委託について	諮問 1 5
	生活用水確保に関する業務の目的外利用について	諮問 1 6
	井戸台帳に関する業務の目的外利用について	諮問 1 7
	地下水揚水量報告に関する業務の目的外利用について	諮問 1 8
	保育園において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて	諮問 1 9
審 議 結 果	平成 1 6 年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
	平成 1 6 年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	
	平成 1 6 年度 中央電子計算組織処理状況報告	
	平成 1 6 年度 小型電子計算組織利用状況報告	
	コールセンターに関する業務の登録について（新規）	
	老人医療給付に関する業務の登録について（修正）	決定
	既存木造住宅耐震改修工事助成に関する業務（新規）	
	地下水情報（井戸情報）の整備に関する業務の登録について（新規）	
	コールセンターに関する業務の外部委託について	
	杉並区コールセンターシステムに記録する個人情報項目について（新規）	
	コールセンターに関する業務の外部結合について	
	指定統計（国勢調査）に関する業務の外部委託について	
	老人医療給付に関する業務の外部委託について	
	訪問保健指導管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	子宮がん検診に関する業務の外部委託について（修正）	
	耐震改修助成申請者台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	建築計画概要書等閲覧システムに記録する個人情報項目について（修正）	
	地下水情報（井戸情報）の整備に関する業務の外部委託について	
	生活用水確保に関する業務の目的外利用について	
	井戸台帳に関する業務の目的外利用について	
地下水揚水量報告に関する業務の目的外利用について		
保育園において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて		

開 会	
区長室長	開会のあいさつ
委嘱状の伝達	
助 役	助役のあいさつ
区長室長	ここで今期の委員の皆様方に、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は高橋委員、横山委員から、事前に都合により欠席とのご連絡をいただいております。席上に配付しております委員名簿の順に自己紹介をお願いしたいと存じます。
審議会委員の自己紹介	
事務局職員の自己紹介	
会長、職務代理の選出	
区長室長	続きまして、会長、職務代理の選出に移りたいと存じます。情報公開・個人情報保護審議会条例には、「会長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、いかがでしょうか。ご意見がありましたらよろしくお願いいいたします。
委 員	前期も会長の労をお執りいただきました江藤先生にお願いできたらと思っております。先生は、杉並区の個人情報の制度創設以来かわりをいただいております。それから、委員として拝見しておりますと、会の運営に当たりまして適切にやられており、会長として誠にふさわしい方をいただいていると思っておりますので、できれば是非なっただいて、区民のために貢献をいただけたらと思っております。
区長室長	ただいま江藤委員を会長にとのご意見がありましたが、いかがでしょうか。
(異議なし)	
区長室長	ありがとうございました。それでは、江藤委員にこれからの進行をお願いしたいと思います。
会 長	会長あいさつ
会 長	最初に、職務代理者の指名ですが、これまでもずっとお願いしておりました、小幡委員をお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会 長	それでは、小幡委員、お願いいいたします。
職務代理	職務代理あいさつ
審議会所掌事項等	
会 長	初めての委員の方もおられますし、私も含めて、改めて従来の委員の方もはっきりと認識する観点からも、審議会の所掌事項について事務局より説明をお願いいたします。
法規担当課長	審議会の所掌事務について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問はありますか。
委 員	1「審議会の概要」の(7)服務に守秘義務という項がありますが、どの範囲までを守秘義務の範囲というのか。例えば我々のほうは、それぞれ出身団体、出身母体から出ている委員ですが、出身母体での会議の中での情報についての説明とか、そういう範囲まで守秘義務の範囲に入ってくるのでしょうか。
法規担当課長	まず、法律用語として守秘義務の秘密とは何を指すのか、ということですが、一般的に了知されていない事実があって、了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものを、秘密と定義しております。この秘密について、当審議会の委員の皆様が審議会委員の職務に関連して、この中で知り得た秘密を、了知されていないものを公然と出してし

	<p>まい、一定の権利侵害があった場合には、サービスの規定に反するという事になっております。</p> <p>公務員の場合にも同じような守秘義務の規定があり、我々公務員の場合には、例えば税務職員が滞納整理の事務や税の事務をやっていて、そこで職務上知り得た個人の税の情報などを軽々に他人に漏らすなどという場合については、サービスの守秘義務に違反ということになります。</p>
会 長	<p>ほかにありますか。特にないようですので次に進みます。当審議会の会議録の処理方法と平成 17 年度第 1 回の会議録の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
法規担当課長	<p>まず、会議録の作成方法についてですが、会議録については従前から、事前送付する次回審議会資料と併せて送付し、次の審議会の席上でご承認をいただくという方法をとっております。区の内部の手続きもありますので、資料はおおむね審議会開催の 1 週間前ほどに委員の皆様のお手元に届くようお送りしております。</p> <p>次に会議録の様式ですが、お手元に資料 1、前回平成 17 年度第 1 回の審議会の会議録があると思います。発言された委員の氏名は、従前から単に委員と記載しており、お名前は記載しておりません。なお、会長、区の職員の発言については、職名で会長、課長という記載法をとっております。これについては、区の附属機関等の会議録の作成方法に関する全庁的な取扱い基準があり、概ね、附属機関の会議録については、こういう記載の仕方ということで統一した運用をしております。1 点目の会議録の作成等については以上です。</p>
会 長	<p>ただいま説明がありましたように、会議録の作成方法については従来どおりでよろしいですか。また、前回会議録の内容について、何か訂正等のご意見はありますか。</p>
法規担当課長	<p>前回の会議において、本年 2 月 16 日開催の第 5 回審議会での諮問案件でありました、方南図書館、成田図書館の外部委託に関する記述について意見をいただいております。3 頁の上から 6 つ目の欄の委員の発言ですが、前回の審議会でご前々回の審議について、ここに記載の会議録の 18 頁 2 つ目の枠、図書館次長の発言で「図書館協議会にお話をしご了承を得ています」とあります。これについて、図書館協議会に対して十分な説明がなされていないのではないか、了承されていないのではないかというご指摘があり、前回の審議会でごこの部分を除いて会議録確定ということで、この部分については事務局で事実関係を調査しなさい、確認しなさいということになっておりましたので、報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。</p>
会 長	<p>はい。</p>
法規担当課長	<p>図書館協議会の会議録を中心として調査をしましたが、この件に関しては、平成 15 年 5 月 17 日の平成 15 年度第 1 回図書館協議会において、新しくつくる方南図書館基本計画についてということで、全体の設計や中身もあるのですが、この中に運営のあり方や N P O との協働も含めて、新しい図書館ですので諮問がなされています。この回を含めて、以後 9 回にわたって、図書館協議会の中で図書館のあり方について審議がなされ、その中で運営の外部委託についても議論されております。そして、平成 16 年 9 月 4 日の平成 16 年度第 3 回図書館協議会で、委託のあり方、委託先等について審議して、答申が行われていることが確認できました。</p> <p>N P O 等との協働による運営を行い、サービス、質の向上を目指すという基本計画の諮問に対して、答申では原則として基本計画について慎重審議して原案を了承すると。ただ、意見・要望を付して適正と認め、答申するという記載になっており、外部委託については了承するのですが、条件を付けますということで、区内の地域館として初めて N P O 等による図書</p>

	館運営が予定されているが、委託に当たっては図書館法並びに関係法規を遵守し、委託業務について十分検討し委託する必要がある。法人の経営状況、サービスの提供内容、個人情報の保護、危機管理の対応を含め、細部にわたって精査し、利用者サービスの低下を来さないよう十分配慮するよう要望する。なお、本答申後も進捗状況、適否等、審議会において進められたいということが確認できましたので、図書館次長の発言については了承を得られているということです。その後、委員のご指摘のように、1月28日、2月15日にその答申に基づいて、きちんと通知も行われていることが確認できました。
会 長	ただいまの事務局の説明について、よろしいでしょうか。
委 員	いまの経過なのですが、図書館協議会のメンバーのところには、方南図書館の委託については1月28日、成田図書館の委託については2月15日付けで決定結果が郵送されてきた。それについては、3月19日の図書館協議会で協議会メンバーに報告がありましたが、その決定内容については声は聞き届けられなかったと聞いているのです。説明がちょっとわからないのですけれども。
法規担当課長	一応、私どもの区政資料室で、平成15年に諮問した諮問書から、先ほど申しました平成16年9月の答申、その間に9回、図書館協議会で審議が行われており、その会議録等も含めて用意しております。諮問から答申に至る経緯につきましては確認できると思いますので、後ほどご覧いただきたいと思います。 それから、いまご指摘の成田については既存の図書館ですので、諮問・答申という形をとっておりませんが、これについても12月4日の第4回図書館協議会で委託内容、募集方法について報告し、審議をされており、いま委員がご指摘のように、2月15日には委託法人の選定委員会の結果を通知されたと、このように確認はできております。
委 員	その12月の図書館協議会というのは、図書館協議会ですか。
法規担当課長	平成16年の第4回の図書館協議会です。これは成田図書館分です。
委 員	12月の図書館協議会ですか。
法規担当課長	12月4日開催の協議会です。
委 員	先ほどの説明では、図書館協議会は平成16年9月4日に第3回が開かれたということでしたが、12月4日にも図書館協議会が開かれたということですね。
法規担当課長	平成16年は7月3日が第2回図書館協議会で答申案文について審議し、第3回の9月4日に答申をし、12月4日が図書館協議会の4回目になって、成田図書館の委託について説明しているという経過です。
委 員	民間委託の選定委員会というのと図書館協議会というのは、どういう関係になっているのでしょうか。
法規担当課長	発言の確認はしましたが、この図書館協議会の審議の中身までは当審議会として調査するという権限はありませんので、調べておりません。
会 長	それはむしろ、図書館協議会の問題なので、そこできちんとやってもらうよりしょうがないのではないのでしょうか。相手方もいないのに、ここで議論していても。第1に、前にも申し上げたように本審議会の権限外ですし、相手方もいないと事実関係についても不明なので、どうしてもあなたのほうで問題にされたければ、図書館協議会の報告書等はあるわけですね。公開されているわけでしょう。
法規担当課長	公開してはいます、用意してあります。
会 長	それをご覧になって、ここではなくて、図書館協議会のほうで問題にしてもらえばいいことではないのでしょうか。
委 員	前々回の審議会では、図書館協議会で話し合いをしていただいて、了承をしておりますというお答えだったのです。しかし、図書館協議会のメンバ

	ーは、協議会では了承をしていないと。
法規担当課長	答申をご覧になるといちばんよくわかると思うのですが、図書館協議会に諮問をし、審議をされ、図書館協議会として答申をした中に、このような中身も入っているということですので、個々の協議会の委員の方の考えはわかりませんが、その方が反対している、反対していない、了知する、了知しないにかかわらず、機関としてはそのような審議経過があったという事実です。
会 長	図書館の次長は審議会の議事録等々を前提にして、ここで報告したわけですね。それを図書館協議会のメンバーの人が聞いていないというように、あなたが聞いてきたと。伝聞ですね。だから、その辺についてここでそれはおかしいではないかと言われても、ここでは全く議論することはできないでしょう。
委 員	噛み合わないという状態ですね。
会 長	噛み合わないというか、いまあなたの言われていることは、審議会の議題になる性質のものではないわけですね。だから、簡単に言えば、次長の発言は嘘だよとおっしゃっているわけでしょう。
委 員	事実が違うと。
会 長	だけど、先ほどの報告を聞けば、次長は議事録を前提にして報告されているわけですね。だから、それが事実と違うのだというのは、まずあなたがその報告書等を見て、どうしてもおかしいと思われたら、ここではなくて、協議会の委員に問題があるものとして働きかけるのが筋なのではないですか。
区長室長	図書館協議会の委員のメンバーの方々もその答申にかかっているとありますが、その答申文も記録としてあり、私どもはいつでもお見せします。この会議で図書館次長が、答申以外のことを恣意的に述べたのであれば、会議録の訂正などという問題になるかと思いますが、私どもはそういった問題とは全然違うと考えております。
委 員	前回こういう話が出て、そのとおり書かれていますかどうかと、この議事録をここで確認しているわけですよ。その中身が現実と違っているかどうか。これは違っているというなら、そういう発言をした人との間の問題です。この審議会では、昨日は天気でしたか、昨日の天気はどうでしたかと聞いたときに、仮に雨だと言った人がいたとします。これは違ってもいいのですが、その人が雨だと言ったことをここに書いてあるわけですよ。これが違うのだというならば、それはその人たちの間で論議してもらって、嘘を言った人は次のときか何か「ごめんなさい。間違いました」と言って、またそこでその人の発言を書けばいいのではないですか。そういうものがここの確認の意味なのですよ。
委 員	この議事進行上、会議録の取上げ方について、ちょっと方向が違うような気がするのですよ。何のためにあらかじめ委員に配られたか。特に字句についての修正は当然しなければいけない。しかし、内容についての審議についてはいろいろ問題点もあるわけですから、あらかじめ会議の行われる以前に事務局のほうへ問題点なり、意見具申なりすると。その中で討議して会議を進めていただかないと、この審議会の性質がずれてしまうような気がしますので、その点は事務局も含めて十分注意していただきたいと私は思います。よろしくお願いします。
会 長	適切なご意見だと思います。第1回議事録は確定ということによろしいですか。
(了承)	
会 長	それでは、諮問、報告事項についての審議に移りたいと思います。
(区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡し)	
報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号	

会 長	報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号、報告第 6 号について、事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第 3 号、報告第 4 号について説明。
情報システム課長	報告第 5 号、報告第 6 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。
委 員	これはお願いなのですが、報告 3、報告 4 ですか、私も区報で確かにこのようなものを 1 区民として見たことはあるのですが、こういう審議会の委員になってまで、こんな簡単なものしか出てこないのかなど。正直言って、やはり非公開になっているもの、あるいは一部公開しかできていないものというのは一体何なのだろうかと。その理由が果たして正当なものなのか、せめて例えば一部公開であれば、何を公開して何が非公開になって、それはどういう理由なのか、あるいは不存在でしたらどういう項目を求められたのか。ここに事例が 1 つ、2 つだけあるのですが、これだけは私も理解します。審議委員に対しては、ものすごく詳しいものを出せというのではなくて、それぞれについてもう少し具体的な資料を出していただかないと、ただ結果だけを与えられて、これを呑めと言われても、何のために委員になったのかという感じもしないでもないので、是非、事務方にもう少しそういう詳しいものをいただけるようお願いします。
会 長	いかがですか。
法規担当課長	そのような資料にさせていただきたいと思います。
会 長	次回から、来年度からですね。
委 員	個人的にあとで教えていただけるようにします。
会 長	ほかにございますか。
委 員	質問です。4 頁の右側の枠、カード管理、下のほうに「自動交付機用カードの登録・廃止」とあります。自動交付機用カードというのはいまどのくらい発行されているのでしょうか、おわかりでしたら教えてください。
情報システム課長	申し訳ございません。枚数まではいま現在、手元にごございません。
会 長	ほかにございますか。ないようですので、報告 3 号、4 号、5 号、6 号は報告を受けたということにいたします。先ほど出たご意見の件は、来年度、適切にお願いします。
報告第 7 号、諮問第 6 号、諮問第 7 号、諮問第 8 号、諮問第 9 号	
会 長	次に報告 7 号、それから諮問 6 号、7 号、8 号、9 号について一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第 7 号、諮問第 6 号、諮問第 7 号、諮問第 8 号、諮問第 9 号について説明。
会 長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますか。
委 員	16 頁の外部委託記録票の中に、委託先は民間事業者とあります。これは要するに一般競争入札によるのか、あるいは予め特定の事業者を指定して、その中から選定するという方法が取られるのか。今後、情報の漏洩問題等も出てきますので、どのようにお考えになっているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。
区民生活部管理課長	ご質問の民間事業者の選定方法ですが、競争入札で選定をしていきたいと思っています。
委 員	3 つほどあります。指導員、調査員、この 2 つの役職はどのように違うのか、区との関係はどうなっているのか。それから、今年から民間委託にするとした理由がいまの説明ではよくわからなかったのですが、マークシート記載を分類するからということなののでしょうか。
区民生活部管理課長	まず指導員と調査員、それぞれの役割ですが、調査員は実際に住民の方の所に行って、調査票を配り、それに記入してもらって回収をします。指導員は調査票を点検したり、質問に応じたり、文字どおり国勢調査を円滑

	<p>に進めるための指導を行います。実際にどういった方がなるかをご説明すればご理解いただけるかと思えます。調査員の方は杉並区の場合、大体5,000名ほど予定しています。そのうち、4,000名ぐらいは町会、自治会の方からの推薦で、そのほかは公募したり、もともと国勢調査以外に指定統計調査がいくつかあり、それらの調査について登録されている調査員の方がおります。また、指導員は区の職員が担うという形です。身分関係はいずれも、その期間としては国家公務員となります。</p> <p>委託の理由ですが、ここに書いておりますように、前回の例で言うところの当該事務を指導員に行わせるのは非常に事務の負担も大きく、時間的にも不可能であるため、アルバイトを確保していたのですが、短期間であるため、なかなかきちんとしたアルバイトが確保できない。それから、アルバイトが代わってしまうと当然事務に支障をきたすので、人材派遣サービス会社と委託して、きちんとした人間を配置してもらって事務を行う。これが主な委託の理由です。</p>
会 長	ほかにありませんか。
委 員	<p>コールセンターの個人情報の記録の状況をもう少し知りたいので質問します。コールセンターは情報の収集について、メディアとして電話とファックス、電子メールの3つがあるわけです。それぞれに個人情報の収集、記録、保管、抹消というライフサイクルを考えると、どのような処理がなされているのか。例えば、抹消はどのくらい保存してから消すのか。そのようなところをもう少し補足して教えていただきたいと思えます。</p>
区政相談課長	<p>ただいまの件ですが、手段は電話、ファックス、Eメール等ありますが、基本的には相談を受けた段階で、どの方法についても回答が終わった段階で直ちに抹消すると考えています。ですから、そこで問題が解決すれば、コールセンターのオペレーターの方がどのように回答したかを記録しますけれども、個人情報に関してはそこですべて抹消することになります。基本的に、個人情報が必要な場合には所管課に転送する形を取りますので、所管課で回答が済んだ段階で抹消する。それから、所管課に送るために、コールセンターのオペレーターが収集した情報に関しては、送った段階で抹消するように考えています。</p>
委 員	わかりました。主にどのような統計をお取りになりますか。
区政相談課長	どのような内容についての質問、問合せがあったか、統計を取るようになっています。
委 員	<p>いまの質問と少し関連するのですが、コールセンターで問われたことについて、ここにある6項目について記録をしますよね。そこで答えられないものについては各課で回答して行くわけですよね。記録をする箇所として、コールセンターと所管課と区政相談課の3つがある。そうすると、いまのお話だと、受けた質問に対して回答したらその場で抹消するということですが、それはその3つ全てのところが全部抹消するということですか。つまり、問われたことについて、その記録を一旦して、全体にそのことを管理するようなところは一体どこなのか。コールセンターはいまお話がありましたように、答えたらもう消してしまうということなのですが、コールセンターも記録もし、相談室も記録し、所管の課も記録をするようなことになっているとすれば情報がいろいろなところに行くわけです。それをどこかできちんと統括して、これはもう回答が済んだから全部抹消しましょうと指揮をする課が必要かと思えます。そういうことをするのは区政相談室課ということなのか。その辺の仕組みがよくわからないのでお願いします。</p>
区政相談課長	<p>まず、コールセンターは基本的には個人情報を求めませんので、転送を必要とするものについてのみ個人情報をいただきます。転送するものは、Eメールの場合は区政相談課を経由しますが、ファックスと電話に関して</p>

	は、直接所管に行きます。電話は当然記録が残りませんが、ファックスに関してはペーパーで送信しますので、送信したもととなった原稿はシュレッダーにかけて消滅させます。受け取った所管のほうでは、回答が済みましたら個人情報は必要ありませんので、そこで抹消と考えています。区政相談課では個人情報は一切タッチしません。
委員	コールセンターで個人情報は求めないというお話がありました。しかしそこで答えられない場合には住所など、ここにある6項目のことを聞いて、これを答えてもらえる課に送るわけですか。
区政相談課長	コールセンターで済むものに関しては求めないということです。
委員	どうということですか。
区政相談課長	コールセンターで回答が済むものに関しては、個人にかかわる情報は求めないということです。例えば、区の便利帳に書いてあることとか手続き等に関してはFAQという、よくある質問と回答というマニュアルを作りますので、そのマニュアルやインターネットといったメディアを使ってできるだけのことは回答いたします。 例えばAさんという方が質問されたときに、ご自分の税情報に関して何を根拠に、どういう金額になったのかを具体的に納得したいということに関するお問合せですと、それは税務に回さなければいけません。その場合、税務担当課から「きちんと回答します」ということで、そのための氏名とか、個人を特定できる情報に関して、あるいは連絡方法に関して情報をいただくということです。
委員	そうすると、いまの事例で言うと、そのところはもう回答してしまうと全部なくなってしまうというお話ですよね。いまの税にかかわるところの話で言うと、そこに年間どういう種類のどのような問合せが来ているというのは、統計的にはもうわからなくなってしまうということですか。
区政相談課長	そのことに関しては、コールセンターのほうで個人情報を除いた部分、例えば税に関する問合せということで、問合せの中身の概要、どのように対応したかということ、限られた字数ではありますが打ち込んで残します。ですから、個人の情報は全くない状態で統計が取れるような形にしています。
委員	もう1つ、セキュリティ対策で質問します。下から2、3行目、「入室時のセキュリティチェック」とあります。それが具体的にどういうことなのか。あと、民間事業者というのは昨年テスト的に行ったところがあって、今度は本格的にするのでというお話がありました。これはどういうことなのか。つまり、テストしたところに決まったのか、新しく違ったところに決まったのか。その辺を説明していただければと思います。
区政相談課長	まず前段の、オペレーションルームのセキュリティ対策ですが、オペレーターが入るときに個人を認証できるような方法で、照合することによって入ることができる。出たときについても、出たことが確認できるようにする。杉並区専用のオペレーションルームを作ってください、入室時にそういった装置を作るということで確認しています。
委員	簡単に言うと、認証カードを持って使うということですか。
区政相談課長	はい。後段のほうですが、委託事業者に関してはプロポーザル方式により今後選定をしていきます。その選定に当たっては具体的にどのような条件で、どのような内容について、金額なども含めてどのような選定基準などについて、外部委員を含めた選定委員会を設置して詳細を決め、それに基づいて公募を行い、1次、2次という審査をして最終的に決定するというように考えています。
委員	いまのお話を聞いていると、もう少しあらゆる事態に対処できるように検討したほうがよろしいのではないかという感じを受けました。例えば、いま、ファックスを送ったらファックスは抹消してしまうという。それを

	送ったか送らないか、私も弁護士ですが争いが起こることもあります。ある程度送ったもの、送られたもの、一定期間内の記録の保管が必要ではないか。いずれにしろ、あらゆる事態を想定して、記録の保管なりについてもう1度再検討されたほうがいいのではないかと感じを受けます。
区政相談課長	送信をする際には、ファックスの場合は特に、送る連絡を事前に電話でしてファックスを送ります。着いたことを確認した上で、その段階でコールセンターにはデータは残りません。画面には先ほど申し上げたような要点だけは記録しますので、紙ベースの情報に関しては抹消するという形になります。
委 員	複数の案件で、日常業務に忙しい中でトラブルの発生を防止するということになる、そういうこともよくお考えになったほうがいいのかと思います。
区政相談課長	わかりました。詳細については今後、十分に検討させていただきます。
委 員	大変結構なシステムだと思います。いちばん些細なことから大変重大なことまで出ていると思います。やはり、区の職員の方のどなたがご返事されても、それは杉並区としての返事になるわけです。例えば係長がこう返事した、次に課長は違っていた。部長になったらまた違っていたということでは困る。意思の統一も大変重要な問題です。些細な問題に返事をして、「ああ、そうですか。ありがとうございます」で済めばいいけれども、複雑になってきた場合、それに対応するものはどう考えているのか。例えば、こういうご返事をいただいた。区役所としてはこういう考えである。納得しましたといっても、それが消去されたのではそこに全然記録が残らない。確かにこういうように伺いました。私はこういうように伺いましたけれども、今度は違っていたのですかというとな大変な問題になる。意思の統一、それからどのような職員でも一旦返事したらそれは杉並区としての返事になってしまう。その辺、コールセンターの方からそこへ行くまでの間のプロセスも重大になってきます。 返事をいただいた区民のほうは、これはこうなのだと決まってしまうわけです。そうすると、今度、次に聞いたら、「えっ、そのようなことをおっしゃったのですか」など言われたら、区民のほうがてんでこまいになってしまう。確かに、先ほど委員からお話があったように消去という問題は重大です。どこで消去するかというのは問題ですが、こういう質問があったとき、杉並区はこう返事した。その記録はないと困ってしまう。誰からあったかという個人情報とは別として、こういうご質問があった、こういうようにご返事をした、それで納得していただいたという記録はなければおかしいのではないかと。AさんとBさんで質問が同じで、答が違ったら大変なことになる。その辺、職員の方も大変だと思います。システムは大変良いと思います。だけど、そこら辺をきちんとフォローしないと逆に混乱をまねく恐れがある。あくまでも、どなたが電話に出られようと、お答えになったことは杉並区としてのお考えになるわけですから、その辺の事の重大性を全職員の方がなされるかどうか。これも重大になってくるわけです。本当に大変なことだと思います。便利であるけれども、大変だと思います。
会 長	いまの意見、非常に大事だと思います。個人情報と、あとで紛争等になった場合の証拠書類といった観点を別に分けて考えておく必要がある。
区長室長	建設的なご意見をいろいろいただき、ありがとうございます。コールセンターはこれから、24時間型の区民対応の区役所を作っていくという意味では大きな役割を果たすと考えています。これについて、先ほど所管課長から説明させていただきましたが、これから選定委員会を作って、いわゆる委託先を決めて、そこと協働で詰めていく。いまご意見をいただいたようなことも含めて、いろいろ検討しながら来年の2月なり、そのころから

	稼働をできるようにしていきたいと思っています。この電算入力記録票には、記録の中身として住所、氏名、電話番号、メールアドレス、問合せの内容等とありますが、それを基本的にはコールセンターで残しておく個人情報はどうかということがありますので、所管課長として先ほど、その辺はきちんと管理しますという意味で「消去します」と言っています。保存期間をどうするのか、それから区政相談課で記録として、コールセンターを経由して区としてどう管理するか。その問題については入力記録票に書いてありますので、そういった趣旨で活かしていきたいと考えています。
委員	私は良いシステムだと思います。だけど、運用を誤ると大変なことになる。今後、これを煮詰めていただいて、個人情報の問題をどう処理するかを考えていただきたいと思います。
委員	試験段階で何件くらいあったのですか。
区政相談課長	コール数は590件です。
委員	期間的には。
区政相談課長	2週間です。
委員	それを分類して、どういう形のものがあったのでしょうか。
区政相談課長	内容でしょうか。
委員	項目だけでかまわないのですが、どういうものがあったのでしょうか。
区政相談課長	主に届出関係、届出をどのようにしたらいいか、どのような書類が必要か。
委員	例えば出生届をどうやったらいい、死亡届をどうやったらいい、結婚届をどうやったらいいというような、身分上に関する届出のほうが多いわけですか。
区政相談課長	はい、そうです。それから、次にごみの処理に関してですね。
委員	ごみの処理は、何曜日には不燃物を出すとか、あるいは自分のごみを町内会のどこへ出したらいいとか、そのようなことですか。
区政相談課長	そこまで手元になくて申し訳ないのですが、内容的にはそのようになっています。
委員	なるほど。
法規担当課長	清掃事務所でもしていたのですが、燃えるか燃えないか、粗大ごみになるのかならないのかということがありました。
委員	この諮問事項は時期的に早いのではないかと思います。例えば、我々がやった救急医療情報システムセンターの検討会は、十分やったあとで答申しているわけです。いまのお話だと、端的に言えば生煮えの状態で審議会にかけられても、我々としても審議する時期が早過ぎるということになります。私はこれについては保留にして、もう少し検討会の進行状況を見て再度諮問していただきたいと考えます。会長どのように考えますか。
会長	これは私が決めるわけにはいきませんから。
区長室長	これは選定委員会を作っております。もう次の審議会の前までに契約を行って、システムを作っていきますが、基本的にはこういった入力項目、このようにコールセンターと結合していくという大枠のところのご承認が得られないと、具体的なシステム設計などができないという状況にあります。ただ、この問題はいまさまざまなアドバイスもいただきましたので、その後の経過についてはきちんとご説明申し上げたいと思います。この内容について基本的なところをご承認いただかないと、具体的にその次のシステム化に進めないということですので、その辺についてはきちんと責任持って対応していきたいと考えています。
会長	これまでは、ぎりぎりなって議題にあがってくるのが多かったのですが、今回は早過ぎたということで。

区長室長	いや、これは逆でして、従前の救急の案件につきましては、もう内容のほとんどが固まっていた。今回は、こういったシステムとソフト、先ほどから議論のあった受け手の業者がどのように答えていくのか、というシステムを区と協働でうまく流れを作っていかなければならない。そうでないと駄目だというのは、この前の救急も含めて、私どもも教訓として考えています。逆に、いまご指摘のあったことを含めてきちんとしたもの、柔軟に対応できるものを作っていきたいと考えています。実施は来年からであります、契約手続きの時期等もございまして、今回お諮り申し上げました。
委 員	私は良いシステムだと思いますよ。問題は、個人情報をごどのようにするのかということが我々の役目です。それに対して、例えば先ほどのごみは何曜日に出すか、これはすぐ答えて消去でもいいと思います。ただ、もっと、区政の根幹をつくようなときに、答が出た場合に、その情報をこちらに問いかけた区民の方の情報をこういう重大な案件はどのくらい保管して、すべて解決したときに組織の長である課長なり部長が印を押して消去するとか、そのシステムは大体こういう形ですということと言わないと、ここでストップしてしまうのです。これから先、皆さんのほうで内容を検討して、より良い運用を図っていただくわけですが、個人情報や簡単なごみの問題はすぐ消去でもいいでしょう、答えてしまえばすぐ終わりですから。もっと大事なこともいっぱい言うてくるわけですから。その場合、消去等の決定を誰が下すか。その辺、いまのところどう考えていらっしゃるのですか。
会 長	それは質問ですか。
委 員	どう思うように考えていらっしゃるか、それが見ればこの問題はこれから検討に値する。
区長室長	電算入力記録票にあるものは区政相談課で入力しています。問合せの内容についても、先ほどは原則論としてごみの問題とかいった問題については消去しますが、個別案件で来た場合については、ある一定まで解決したという時点までは、何らかの形で保存しておくようなシステムを作らなければ区民対応をきちんとできないと私どもは考えています。そのことを原則として設計していきたいと考えています。
委 員	いまの室長の返事で結構です。
委 員	今の諮問事項から外れるのですが、民間委託ということで出ていたもので関連してお聞きします。前回、震災のときの木造住宅の診断士ということがありました。確かそれが民間委託ということで。
会 長	診断士はあとで出てくると思います。
委 員	あとで出てくると思ったのですが、委託の件が出たものでよろしいでしょうか。
会 長	やはり、診断のところ。委託一般の内容ですか。
委 員	はい。
会 長	先ほどプロポーザル方式でやるという。
委 員	先ほどのお話で言うと、委託は入札ということになっていましたよね。
区政相談課長	そうではありません、プロポーザル方式です。
委 員	わかりやすく言うとどういうことですか。
区政相談課長	「提案方式」という日本語の訳し方があるかと思いますが。こちらでこういった業務について、このような仕様で、このような条件でやっていただける方はありませんかということで一般に公募いたします。そうすると、「やってみよう」という企業や団体が手を挙げていただく。こちらで必要な書類や説明をしていただき、それをもとに審査をして公の会議で決めていくという形です。ですから、競争入札とは違います。
委 員	それぞれの言葉の中で「入札」と出ていたので言いました。

会 長	それは別の案件です。これはプロポーザル方式です。
委 員	<p>そうですか。慎重にやっておられるのでしたらと思い質問しました。実は7月1日の区報に、震災に関しての住宅の診断士の件で委託することが出ていました。既に業務が始まったところなのですが、前回の審議会にかけたとき、建設協会に「区内の杉並支部がありますので、その事務所に委託いたします」ということで区から報告がありました。そのときに、委員からリサイクルというか、増改築の問題がたくさん出ています。そのようなことから、外部委託にしても慎重にやっていただきたいということでこの間話があったと思いました。</p> <p>実はこの1日から、診断の受付が始まっているところなのですが、区報を見ていただくとわかるとおり、一部の建築士会に全部委託してあります。ここに委託したいとお願いした方は、本当にこのようなところでのいいのかなというところに委託していたので、そこでちょっと疑問に思っていました。</p> <p>というのは、区の情報が電話なり、ファックスなりで入ってくるのですが、それが全部一任して入ってしまっています。それに関して区から職員なり、あるいは誰かが立ち会っていただければいいのですが、事務員も奥さん1人、普段それほどいない。単に事務所でやっているということを知っていたものですから、そういったところにいま問題になっている詐欺のような形の業者がたくさんいるところにそっくり、任せてしまっているのだからという疑問がありました。</p> <p>そのときに、委託する以上は区できちんとできる。今回のように、区の建物の中でお客さんの声を聞くことは問題ないと思うのですが、委託したからといって信用できるのか。ある程度診断されたとは思いますが、本当にその事業所を見てやったのかなという疑問が出ています。訪問した人からの話ですが、受け付けた1日には全然区の職員もいないし、このようなことでのいいのでしょうかということがあったものですから、委託ということに関して慎重にやっていただきたいということでいま発言させていただきました。</p>
委 員	<p>コンピュータ・システムの審議会に対する諮問のタイミングについて、早いとか遅いというご意見があると思います。従来、どちらかというと遅くて、意見を申し上げてシステムががんじがらめに出来てしまって、「わかりました」終わりになってしまう可能性が強かった。</p> <p>今回の場合は実験をされて、個人情報も確定し、処理方式も方向として出されたわけですから、タイミングとしては非常にいいと思います。ただ、ご質問があったように、消去の問題についてはシステムの検討がやや、よく言えばこれからはなさんと室長がおっしゃったことですから、これはちょうどいい。ここでそういう意見が出ましたので、全体として承認されたらそれを加えてシステム作りをさらに深めていただくわけです。もし、これが少し遅かったら「もう駄目です」ということになるので、タイミングとしては素晴らしい。今後、情報システムの諮問に当たっては、このようなタイミングでいつもかけていただくといいのではないかという感じがします。</p>
会 長	今後、よろしくをお願いします。
委 員	もう1度確認させていただきます。この諮問は要するにコールセンターの設置に対する是非の諮問であって、内容については当審議会でもコールセンターを設置してもいいという承認が得られれば、内容についてさらに検討していきたいという考え方でよろしいわけですか。要するに、コールセンターを設置するということについての審議であって。
会 長	いや、そうではないでしょう。
委 員	個人情報ということでなく、問題はここで言うコールセンターの意味で

	す。内容については、いろいろ意見が出たように検討することになるということであって、ここで言う業務の内容、それから外部委託についてのコールセンターの設置ということについて承認してもらいたいということではないのですか。
会 長	いや、そうではないですよ。
法規担当課長	コールセンターを設置するのが良いか悪いかというと政策的な判断になりますので、当審議会はそのような政策を実施する上で個人情報はどう登録するか。どうやって個人情報をきちんと保護し、守っていくかその取扱いについて審議していただくものです。
会 長	よろしいですか。
委 員	はい。
委 員	確認です。10 頁にいろいろ書いてありますが、これがいま話題になっているわけですか。
会 長	そうです。
委 員	承認されたら、これがOKになるわけですね。質問が出たように、ここに書いていないことで重要事項があるのでさらに検討してくださいということですから、この内容は全部承認されるわけです。
委 員	例えば、消去できるものはすぐ消去してしまうとか、そういう問題が出たからちょっと疑問に思って質問したわけです。
区政相談課長	回答が済んだ段階で消去するという意味で申し上げたのですが、表現の仕方がまずかったかと思えます。お詫びして訂正いたします。
委 員	要するに、ここの役目というのは個人情報をどう管理するかということについてチェックする役割を持っているわけです。残念ながら、いまのお答えだと、意見は取り入れますということはわかったけれども、こういうようにしますというものが定まっていなくて伺ったわけです。来年の2月から発足しなければいけないから、ざっくり言えばもうこれで決めてくれよと。それに対していいと言うのか、ここの委員会としては、そういうシステムについてまだ確定的な提案がないのだから次回に先送りすると言うのか。そちらの側ではなくて、こちらの話ですが、それは我々が決めなくてはいけないと思えます。
委 員	個人情報の点だと、どういう項目を扱うかというのは制限列挙していません。ただ、私の質問は抹消するのはいつとしているのか。これを仮に認めたとした場合、抹消のシステムをきちんと確定して運用し、良く言えば結果的にこういうように取り扱っていますという報告をしてもらえばベターということで出来るのではないですか。
委 員	いま区長室長のおっしゃったように、この個人情報を消去する手段、期間、誰が決定するのか。それは今後検討していただければいいわけです。返事はすべて公的な返事になってしまいますから、その辺の統一、区政相談課もあり、いろいろなところがあるわけです。出張所で伺ったらこうだったということも出てきます。その辺のことをきちんとする。一律に消去できない場合もあるし、一律に保存できない場合もあると思えます。そこら辺のプロセスをきちんと固めていただければ、このシステムは区民にとっては良いと思えます。もう一言、区長室長から「そう心がけます」と言っていただければ私はいいと思えます。
区長室長	入力項目など、制限列挙している 10 頁のこういった内容で、ここでご承認いただければ実際にシステム開発が進みます。それによって、このケースによってはいつまで保存するのかどうか。基本的には、個人情報をコールセンターが持つ必要はないわけです。ただ、案件が終息するまでどうするかについては処理基準としてきちんと詰めていきたい。今日、皆様からいただいたご意見に十分対応していきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

委 員	個人的には了解しました。
委 員	住所や名前などをコールセンターが問うのは、区役所がやっていないときだけだと思います。やっているときには、答えられないものは関係部署に回すということでその人の住所、名前を聞く必要はないわけです。閉庁時間に関してだけ、コールセンターでは個人情報に記載するということですか。
区政相談課長	開庁している時間帯のことですが、電話の場合ですと転送ができますのでよろしいかと思います。メールもファックスも基本的には大丈夫です。
委 員	関係部署に送った段階で、そのコールセンターでは個人情報はもう持っていないということですか。
区政相談課長	そうですね。要するに、所管につながらない時間帯の場合には後日連絡するということになりますので。
委 員	個人情報とちょっと違うのですが、私が何かものを区役所に聞く場合、5時で終わりだから、時計を見て明日にしようということがあります。ただ、「区民サービスの向上」と書いてあるのですが、5時以降に問合せができなかったということで苦情などがいままで多かったのでしょうか。
区長室長	最近、ものすごく増えています。どちらかというと、いまネット社会になってきています。そうすると、夜、仕事を終わって帰ってきて、役所から来ている封筒を見てメールを書く、あるいは電話をする。そのように、時間帯は非常に多様化しています。夜の問合せ等も増えてきています。
区政相談課長	最近、メールを使う方が非常に多く、区政相談課にさまざまな意見・要望が寄せられます。約4割はメールです。しかも、発信されている時間帯が深夜帯であったり、閉庁時間という場合が非常に多くなっています。
委 員	ちょっとわからないのですが、メールというのは見ようと思えば誰でも見られるのでしょうか。私はメールをやったことがないからわからないのですが、送信した人しかわからないのでしょうか。
行政管理担当部長	相手方だけです。
委 員	それならいいです。
委 員	これまでの議論で所管の当初のお考えから、区長室長がこの議論を受けて、より柔軟にと言うと変ですが、責任を持って消去の期間と誰が決めるのか、カテゴリーでどのように分けていくかという全体的なことをもう少ししっかり検討するということだったと思います。 多分、議会との関係で、今回のこれを受けて審議会が諮問を受けて、答申をしたということが大変重要なファクターになってくると思います。ただ、いつ消去するのかということは、報告で済んでいいものなのかどうかということは、ここで決めておく必要があると思います。「そういうことですね、では了承します」と後の報告にするのか、その中でこの部分をそこがどのように決めていきたいという項目だけを取り出して、ここに諮問をするということもひょっとして可能なのであれば、そういった手法ももう少し固まってきたところで諮問していただくことも考えられるのかなと思います。今回の内容、事業者に関しても、こここのところは、今回は答申をする。その後の扱いについては、ここで1度意思を固めておいたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
委 員	その件についてですが、もともと申し上げたのは用件が終わって、統計データとして参考資料を取ったら確実に消す、ということを条件に実は質問をただけなのです。これがおそらく1カ月、1週間というようにここに出されても、それは様態によって違いますので、ここの審議会としては、これを仮に認めるとすれば確実に消すシステムを確立するということが附帯条件になると思います。それで十分ではないかと思います。
行政管理担当部長	コールセンターは業者に委託しますが、委託された業者が個人情報を区に伝えれば自ら保有する必要はないわけですから、すべての個人情報

	<p>報に関しては区に引き継がれた時点で消去するというのが原則です。</p> <p>区はどうするかというと、区民の方から電話で個人情報が入った質問をいただいても、その場でお答えした場合には通常は、記録を残しません。また、一般的に事件化して、何らかの手立てをしなければならないものは決裁ルートに乗って、きちんと保存された文書の手続きでやっていくわけですから、そういう場合には当然消去云々ではなくて、別の扱いの文書となって残っていきます。ですから、電算化されたものは消えていきますけれども事件化されたものは残っていく。委員がおっしゃったように、一般的にコールセンターのものは大体すべて消去されていくのが、原則になってくると思っています。</p>
委 員	<p>趣旨はわかるのですが、14 頁の図の下の方に「頻度の高い質問は F A Q 登録依頼」とあります。これは記録していなかったらできないわけです。そういう意味でお話申し上げました。</p>
情報システム課長	<p>S W I T C H のパソコンの中に入ってくるということです。</p>
委 員	<p>だけど、それはコールセンター関連システムになるのではないですか。</p>
情報システム課長	<p>そうです。</p>
委 員	<p>関連事項としてね、そういうことでお話させていただいたのです。委託しているセンターの、小さな世界の中ではないから、もうないんだよというわけではないですね。</p>
情報システム課長	<p>はい、そうです。</p>
委 員	<p>問題が解決してもそこまであるのでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>コールセンターでどのように回答するかというと、F A Q というよくある質問と回答を作り、それを見てオペレーターが回答します。オペレーターが回答したときには、一般的なコールセンターとしては、いつ回答したのか、どのような内容の質問があって、どういう回答をしたのかということは、今後民間でも仕事を進めるに当たって参考資料として取っておく。区としても、そういう形でコールセンターを運営していく。</p> <p>区民のどのような要望が多いのか、どの時間帯に質問が出てくるのか、どんな質問が出てくるか、そういう統計的な資料としては、コールセンターで受けた内容を分析していく形になるかと思えます。個人情報は今全く登録しないのですけれども、そういう問合せの内容等は当然分析させていただく形になるかと考えております。</p>
委 員	<p>私が言ったのと違うのです。各部課でやられる話なのです。いま課長がおっしゃったのは上のほうなのですが、下のほうなのです。</p>
情報システム課長	<p>それを受けて、各部課はこの下の電話等とか、そのデータを分析した結果を受けてまた F A Q を直すとか、質問頻度の高いものはまた F A Q としてまたコールセンターへ戻すということを進めていく形になるかと思っております。</p>
会 長	<p>その辺のシステムづくりは、これからの問題ですね。本日出た意見は非常に貴重だと思いますので、是非活かしていただきたいと思えます。問題なのは、10 頁の説明があった後、個人情報登録票、外部委託記録票、外部結合記録票があります。ここにある個人情報の記録の内容はこれでいいか、というのがこの審議会の議題としてのメインになるわけですが、その辺はよろしいですね。あとの、どうシステムを作り上げて運営していくかについては、いままで出た意見を十二分に活かしていただきたいということでもよろしいですか。まだ何かありますか。</p>
委 員	<p>会長がそのようにお思いになっているのだったらいいのですが。</p>
会 長	<p>いやいや、あまりそう言われるとそんなに権限はありませんから。</p>
委 員	<p>くれぐれもこういう所に出す以上は、当該情報を区のパソコンにおいて管理するといいいながら、その管理のあり方について具体的にしないまま出すことについては問題があると思うのです。今後の諮問の仕方とか、この</p>

	ことについてのさらに具体化を大いに頑張っていたきたいという意見です。
会 長	いままでの経験から言うと、先ほどこちらからも出たように、土壇場で出てきているのです。
委 員	わかります。
会 長	そういうのは困る、もっと前から出せと何回も言った結果、こういうふうに出てくると、またそれに対してコンクリートになってから出せと言うと、前と同じになってしまうのです。区のほうで固めてしまったものを持ってきて、何日に議会がありますからこれで吞んでください、それは駄目だという附帯条件を付けて回すようなことになります。
委 員	時期の問題はおっしゃるとおりでいいのですけれども、ただ大事なことが抜けたまま出てきているということ自体は問題があるのではないかと。抹消の問題も含めてです。
区長室長	当初、あたかもそのときが来たらすぐに消去して、要するにレアケースとかいろいろ区民の皆さんからの問合せ等々があります。そういうものも画一的にやるのではないかと、という処理について、非常に不安を抱かせた説明については、私どもとして謙虚に撤回いたします。いままでのご意見等々を踏まえてきちんとしたものをつくっていきます。 この処理基準の中身というのは諮問事項とは違いますので、どのようなシステムになったかということとは別途改めて、1つのケースとしてまたご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
委 員	申し訳ないのですが、何を問われているかということをおはよく認識していないのです。どれについて賛成か反対かということをお述べればいいのか教えてください。
会 長	すみません、報告・諮問事項説明書が10頁にあります。このようなものを立ち上げて、平成18年2月から開始すると、区民から問合せがあります。何でも構わず対応するのではなくて、責任を持ってやるために、例えば11頁だと、氏名、住所、電話番号、メールアドレスとあります。12頁だと、外部委託をする、コールセンターをプロポーザルで決めるといった場合に、この委託にかかわる個人情報の1から6までの項目があります。この項目で外部委託するのですが、それでいいですかということ。 それから、外部結合という問題が出た場合にどうするのかというのが13頁になります。ここでは個人情報ではなくて、回答、対応、内容ということと、もう1つは収集する個人情報の項目で氏名、住所とあります。これによろしいでしょうかというのがこの審議会の議題です。だから、システムがけしからんとか何とかというのは、区議会なり何なりどこでやっていたらこうとそれはいい、別の話なのです。 個人情報を保護する観点から、この審議会としては、この項目は要らないのではないかとか、もっと追加すべきではないかといったことをする。ただそうは言っても、システムそれ自体の中に情報があるわけですから、システムの問題も議論しなければならないということでおはままで散々やってきて、いろいろ建設的なご意見がかなり出たということです。そういうのを大いに汲み上げて、区のほうでは本当に区民のためのシステムをつくってほしいということです。その中心になるのが、先ほどこちらから出た個人情報の消去をきちんとやるのが大事だ、それがいちばん大事なのだ。そういうシステムをつくってくださいという附帯条件を付けて、この諮問の6、7、8、9号を決定ということによろしいでしょうか。
(異議なし)	
会 長	ありがとうございました。諮問6、7、8、9号を決定とし、報告7号は報告を受けたということにいたします。
報告第8号、諮問第10号、諮問第11号、諮問第12号	

会 長	次は報告 8 号と、諮問 10 号、11 号、12 号について事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第 8 号、諮問第 10 号から第 12 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いいたします。
委 員	<p>1つ教えていただきたいのですが、かつては一病息災と医者は承知しておりましたが、いまは高齢化になり多病息災で大変皆さんお元気です。ただ、ここの指摘にありますように、それぞれの部門からたくさん薬をいただきます。それが共通していることがよくあるということに心配し、このような素晴らしいご指導をいただけるのはありがたいと思います。かなりある件数の中から 100 例を絞る、というのは大変なご苦労だろうと思いませんけれども、是非そのような作業も期待したいと思います。</p> <p>この説明の中に、入院している人、施設に入っている人もご指導いただけるということですが、専門の医師がいる所ではどなたに聞くのですか。</p>
健康推進課長	基本的には外来の方を中心に考えております。ただ、病院に入院している方については、その病院の医師の指導が第一優先になります。私どもは、基本的にまずその方にお話を申し上げ、さらに私どもの指導が必要な場合という前提で考えております。基本的には、当然その病院の医師の指導が基本になるとしますので、医療のことではなくてそれ以外の生活指導の関係で、私どもの訪問が役に立つということであればお伺して話を聞きたいと思っております。
委 員	大変慎重なお答えで望ましいと思っております。ノウハウを有する事業個人になっておりますけれども、この方々も大変ご苦労が多いと思っております。保健所の保健師は、地区の管内のことをよく知っていますので、そういう所との連携、あるいはバックアップをいただく、ノウハウを交換するとか、この中では触れてはおりませんが連絡会の予定はあるのでしょうか。
健康推進課長	この事業を立ち上げるに当たって、当然おっしゃるようにほかの機関、特に保健所との連携は重要になってくると思っております。いまご審議していただき、この事業を立ち上げる段階では、当然保健所で行っている別の意味の訪問指導があるのですが、そういうものと連携して地域に密接に入っていけると思っております。
委 員	大変大事な資料を、保健所も共有して活用していただければ大変望ましいと思っておりますので、是非そのような方向で対応していただけるとよろしいかと思っております。
委 員	質問です。23 頁で、子宮がん検診を 30 歳代から 20 歳代に拡大することについては、20 歳代でも子宮がんになり患する確率が増えてきたというデータがあつてのことなのでしょうか。
健康推進課長	本日は、具体的な細かいデータは持ち合わせておりませんが、いまご指摘のとおり 20 歳代、30 歳代の子宮がん、特に子宮頸がんが最近増えてきている、と厚生労働省のデータでは出てきております。
委 員	参考になるかどうかわかりませんが、不幸にして母親がこのような疾患で亡くなると、生活習慣病が基本になっていきますが、その子供は遺伝子などいろいろな構造の関係で発病まで 10 年早いと考えられています。ある程度早期から対応していただくと、特に性器のがんは非常に独特な機能を持っていて、非常に良い方向に向かうという臨床例が多いものですから、大変良いことをこれから計画していただければと思います。
会 長	ほかに質問等がないようでしたら、諮問 10 号から 12 号までは決定。報告 8 号は報告を受けたということにいたします。
<b>報告第 9 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号</b>	
会 長	次に、報告 9 号と、諮問 13 号、14 号について説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第 9 号、諮問第 13 号について説明。
情報システム課長	諮問第 14 号について説明。

会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。
委 員	<p>26 頁ですが、助成金は 25 万円を限度として、工事費用の 4 分の 1 を助成するとありますけれども、大体改修費用はこのくらいかかるだろうという見込みといたしますか、予想を持っているのでしたら教えてください。それから、耐震工事の工事完了を確認してから助成金を振り込むということになっていますが、工事完了の確認は区がなさるのでしょうか、誰がなさるのでしょうか。</p> <p>27 頁で、対象となる個人の範囲については、助成対象建築物の所有者と居住者とありますけれども、この居住者というのは、例えば間借りをしている人、賃借人も含まれるのでしょうか。</p>
建築課長	<p>対象となる工事全体の見込みについてですが、工事の種類によっていろいろ違うと思います。ただ、ここで考えている部分でいうと、4 分の 1 で 25 万円を限度としてありますので、100 万円程度の工事が大体想定されております。ただ、それ以上の金額をかける方も当然いると思います。</p> <p>完了の届出ですが、工事が完了した場合に完了届けを出してもらい、私どもの職員が行って完了したことを確認させていただきます。居住者については範囲が限定されていて、戸建ての建物で、所有者、所有者の承諾を得た居住者ということで、その建物の賃借人も当然含まれます。</p>
委 員	31 頁の記録の項目の内容で教えてください。21 番の性能検証法等、27 番の二以上に工事を分けて行う理由、この言葉の意味と内容というのか、特に 27 番はどうことを意味するのかの説明をしてください。
建築課長	<p>31 頁ですが、21 番で性能検証法等というのは、建築基準法では一般的に性能規定ではないのですが、性能規定でもいい場合がある。法的に性能規定以上、例えば避難上有効な性能を計算等で求めて OK の場合がありますので、そういうものが 21 番です。</p> <p>27 番は、6 月 1 日から法が改正されました。いままで、既存の建物を改修、増改築などするときですが、その増改築をすることにより、現行法が遡及されて全部にかかって一般的にできなかったのですが、新たな法改正の中では、最終的に何回かの工事を区切って 1 回、2 回、複数回工事をやるという計画書を出していただき、それを区が認定することによって、最終的に現行法を満たす計画であれば認定するというので、そういうことのための理由が 27 番です。</p>
委 員	いま説明していただいたときに出てきた言葉の中で、21 番の性能規定というのはどういう意味なのですか。
建築課長	一般的には建物の規模や建ぺい率や基準がありますのでそれを守らなければいけない。ただ、避難規定になると、廊下の幅は何メートル以上なければいけないといった一般規定がありますが、それではなく例えば避難するまでの時間や建物の構造を具体的に考慮した考え方があって、それを満たす場合は性能的に逃げられるということがあれば OK という制度です。
委 員	<p>今回、震災に関しての住宅の診断が 7 月 1 日から受付が始まりました。その受付は業者に委託していると思うのですが、こちらの業者と契約する等の、細かい打合せ等はあったのでしょうか。広報ではあったと思うのですが、一般の建築家も診断士を受けたと思うのです。診断を受付するに当たっては、1 カ所で受付が始まりました。いまやっている所は、建築士事務所協会の杉並支部になっているのですが、こちらの会場には区からきちんと立ち会っているのでしょうか。</p> <p>いま、区から 3,500 万円の補助金を出して、1,000 件の診断に当たるわけです。その中でこれは無料となっておりますけれども、これまでの個人情報の中でも利害関係がものすごくかかるものです。この資料によっては、多くの仕事を勝ち取ることができるようなことの資料にもなりますの</p>

	<p>で、きちんとした資料の保管がないとまずいのではないかと見ていました。今回、区の立会いのないまま全部ファックスでもってこちらに委託されている状態ですので、それはどのようになっているのかをお聞きします。</p> <p>この資料の中にも、個人情報の登録の中に1つ含めていただきたいのは、補助金として10万円まで、それから最高25万円までの補助金があります。それも、工事内容の4分の1ということになっています。先ほど建築課長が言われたような、100万円ぐらいまでの範囲ということになっています。それ以前に診断する場合、無料の場合のもの、それ以上に詳しくしていただきたいという方には10万円までの補助金もあると思うのです。そんな方のランク付けとして、診断内容をもう少し詳しく登録したほうがいいのではないかと思います。</p>
建築課長	<p>前回、私どもで耐震診断士の派遣ということでこちらに諮問させていただいたことです。まず1つは、先ほど3,500万で委託しているということは、別に私どもとしては、</p>
委員	<p>いや、3,500万円の予算でもって。</p>
建築課長	<p>予算上は3,500万円ありますが、その全額で委託しているということではありません。他の経費もあります。目標は1,000件です。</p> <p>やり方は前回ご説明したと思いますが、1つは登録の診断士を区として登録するというので、それは個人の方を登録するわけです。その方の資格は、建築士等の免許を持って、なおかつ区の講習会、これは7月8日にさせていただきましたが、約60名登録、申請をしていただきました。これも1つの契約ということで、その方が行っていただく以上、個人情報に係るということで、いろいろ問題を生じないように、個人情報をちゃんと守るという契約をさせていただきます。</p> <p>もう1点、事務的な手続と、その診断士がした方の内容のチェックをしていただくということで、社団法人東京都建築士事務所協会杉並支部に委託をしております。一般的には、確かにご指摘のように事務所の一角で仕事をしていただく形になってはいますが、そうはいつでも一般的な建築事務所というのは、そんなに大きい事務所があるわけではなく、支部としてはありますが、区の中の会長の事務所を兼ねてやっているということで、そこに区民の皆さん方から郵送し、また専用のファックスで送信していただいております。</p> <p>そこから受けたものを、先ほど登録した診断士に派遣する順番を決めて、適宜回していきます。そのときも、当然ファックスでやるということですので、そのときに個人情報を保護するというので、各診断士の自宅に送ることをいま考えています。事務所に送ることになると、またそこで誰かに見られることもありますのでそのように考えています。</p> <p>その診断士が実際に各家庭に連絡をして行っていただきます。そのときには個人情報を見なければいけないわけです。その方が行って診断をそこで見た。診断を直接その方に渡していただくのではなく、1回事務局に戻していただき、それからチェックした上で相手方に再度送ります。</p> <p>区としては、その後郵送した申込書、それからファックスがありますので、そういうものを最終的にこちらへ提出していただき、それで初めて支払いをするということで、大体四半期に1度ぐらいやります。区としても、いま言ったような心配もあるということもありますので、適宜立会いをして現場を見させていただくことは考えております。</p> <p>耐震診断から改修に行くときのもう少し詳細な診断ということについては、いま診断士にやっていただくのは、簡単な、本当に簡易診断ということで、建物の改修が必要か、それとも建て替えたほうがいいのかということもあります。まず、その程度のことを診断書として作って送らせていた</p>

	<p>だきます。それで、なおかつその方がどうしても改修までしたいというケースがありますので、そういうときには、もう少しかなり細かい診断をしないとできませんので、それは国のほうの建築防災協会が作ったマニュアルに従って、かなり詳細な診断をします。なおかつ、それでどのような改修をしたほうが良いというアドバイスまでも付けて、相手方に診断を送るということです。金額的には、いま私どもで算定しておりますが、最低でも15万円ぐらいかかりますので、そのうち区が10万円を補助し、5万円を負担していただくということやっていきます。</p>
委 員	<p>いま建築課から言われたのですが、ファックスなりハガキなりの連絡は、個人から事務所へ行きます。事務所から診断士の所まではそういう形で行きますけれども、そのものが大事な書類というか資料になるのではないかと考えています。これを、この時点で既に区のほうで管理をしないと、これは困っているなという人の所には、区の補助金が出ますよという、区のお墨付きが付いての診断ですから、施主にとっては簡単に仕事を投げってしまうこともあります。</p> <p>診断するまでの間では、区は全然立ち入っていません。資料等、ファックスも全部事務所を通してということになっています。本日、この会議が始まる時に助役が言っていたとおり、いろいろな所で個人情報が出てくるということでした。これ自身が大きい漏れになってはいけないと思いますので、やはり区のほうで、診断をお願いしたいという人たちの資料を確保して対応していただかないとまずいのではないかと思います。</p> <p>助成金についても、詳しい診断に10万円までは出すと言っていました。それも、予算的にはどの程度かわかりませんが、個人的には相当古い家とか、壊す一步手前という重症なお宅にはそういう形になると思います。それならなおのこと、区のほうでファックスを受け入れる時点からきちんと立ち会っての書類の保管をやっていただかないと困るのではないかと考えています。</p>
建築課長	<p>確かにそういうことがありますので、区としても事務所へ行って立ち会うことも考えてやっていきたいと思えます。いま、私どもでいちばん問題だと考えているのは、耐震診断士が60名ほどおります。実際にその方が行かないと診断できないわけです。区の職員が行く場合もありますが、区はそこまで全部はできませんので、その方がどうしても個人情報を持ってしまうわけです。</p> <p>その方は、区の登録の診断士ですけれども、それをそれ以外に使われる問題がありますので、その診断士は登録段階でいろいろお話をさせていただき、こちらでも注意書きを渡して、絶対にそういうことはしてくれないと言っております。区としてもいろいろな会合、連絡会等を開かせていただいて周知をしていきたいと考えております。その1つの事務所に任せるとするのは確かに問題があるとは思いますが、区としては事務所へ行ってチェックさせていただきたいと思えます。</p>
委 員	<p>それで結構なのですが、7月1日から事務受付の段階時点で区のほうで全然対応していなかったですね。立ち会っていただけていない状態でしたので。</p>
建築課長	<p>それは、至急させていただきたいと思えます。</p>
委 員	<p>7月1日で受け入れるということは、個人情報を委託するというものの契約が済んでなければ受信できないと思うのです。7月1日には、一般の家の診断をしていただきたいという方のファックスを受けるところまでいっていながら、区としての契約のところまでいっていないような形で取られたのですが、その点はどうなっているのでしょうか。</p>
建築課長	<p>7月1日以前に、契約もさせていただいております。</p>
委 員	<p>やっているのですか。</p>

建築課長	はい。
委員	それでしたら、後で見させていただきます。
会長	ほかにならないようでしたら、諮問の13号、14号は決定。報告9号は報告を受けたということにさせていただきます。
<b>報告第10号、諮問第15号、諮問第16号、諮問第17号、諮問第18号、諮問第19号</b>	
会長	次は、報告10号、諮問の15号、16号、17号、18号、19号について一括して説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第10号、諮問第15号から第19号について説明。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
委員	<p>33頁の雨水のところの事務事業概要の内容のところですが、集めたデータについては地下水の等高線図等を地下水情報として区民等に提供するとあります。この場合、39頁のような、例えば欲しいといった場合には、こういうものをもらえるということだと思っておりますけれども、併せて「等」のところ、特定のこの辺の地域といったら、どこどこに井戸があるということも含むのかどうか。その場合に、その家の住所なり何なりの個人名は別としても、住所などがわかるような形で出てくるようなものも含むのかどうかです。開示される情報の内容をもう少し説明していただけたらありがたいと思います。</p> <p>2点目は、35頁の民間事業者でNPOに委託をするということなのですが、この中身についてもどのような所なのか。</p> <p>それから、最後に40頁、41頁の個人情報の取扱いに係る保育園のところですが、当然これは卒園してしまえば、その指定管理者の園からはその情報はなくなってしまうという見方でいいのかと思うのです。併せてもう1つは福祉部の保育課も一緒にそのような情報を持っていて、同時にその情報が卒園した場合には両方できちんと消去する仕組みなのかどうかについて、もう少し説明をしていただけたらありがたいと思います。</p>
建築課長	<p>まず、地下水情報についてですが、地下水の等高線図等の「等」とは何を考えているか、ということですが、39頁の下の方に断面が書いてありますが、上から見たのが等高線で下のほうは断面を切って、例えばこれでいくと井戸の位置がわかりづらいのですが、善福寺が区内ではいちばん高くなります。そこでの位置がどのくらいにあるとか、そこに地下水位(夏期)という表現があったりしますので、そういうものを考えています。</p> <p>それから、個人情報の扱いですが、個人で所有されている井戸については開示ができませんのでしません。ただ、この中でどこを調査するか。防災井戸の中で小・中学校等にある井戸がかなり区有施設でありますので、そのようなものについては開示できると思います。</p> <p>NPO等に委託するかどうかは、これから契約をかけるのではっきりしておりません。NPOでも水について調査している団体もあると聞いていますので、可能性としてあるということを書いてあります。</p>
保育課長	卒園した児童のいろいろな関係の個人情報については、区で引続き管理します。これは指定管理者が変わる場合もありますので、そのような場合も一度区で引き継ぎを受けて、また新たな委託先へ必要な情報を提供する形になります。
委員	井戸についてですが、例えば地下の工事などで井戸枯れがしたという苦情が区のほうに増えているということがありますか。2つ目は、42頁に参考資料として高井戸保育園が外部委託についての諮問答申があった後、指定管理者で実施運営されているということですが、外部委託と指定管理者はどこがいちばん大きく違うのか、説明をお願いします。
建築課長	地下水で井戸枯れ等があったことを区が知っているかどうかですが、私

	ども建築課は、マンション等の建替え、建設等で、井戸が少し枯れたと言われていることはあります。ただ、なかなか井戸というものは一時枯れたとしてもまた戻ってくる場合があります。それから季節変動もかなりあるということで、浅い位置の井戸であれば原因は工事だけとは限りませんが、そのようなことはあると考えています。
法規担当課長	外部委託と指定管理者の違いですが、冒頭資料3で概要を説明した2頁の、 を後ほど見ていただくとわかります。指定管理者は自治法の改正に伴ってできた制度で、公の施設はいままで自治体が直営でやるか管理委託でやるかのいずれかでしたが、管理委託そのものが廃止されまして、直営でやるか指定管理者でやるかのどちらかに規定されました。当然、保育園は公の施設ですので、指定管理者でやることとしました。従前はこの規定がありませんでしたので、外部委託ということで一括してやっていた。公の施設に関して、自治法上の指定管理者を使う場合には、条例に基づいて公の施設の場合にのみ指定管理者が出てくるというような違いがあります。
委員	ということは、指定管理者制度は、保育園の建物だけが区のもので、そのほかは民間の業者がやると考えていいのでしょうか。
保育課長	施設は、あくまでも区のもので、保育の実施、管理運営については、指定管理者が行う形になります。
委員	それに関連するのですが、40頁の中段では、保育の実施に関わる費用の徴収は区が行うということですよ。
保育課長	はい。
委員	しかし41頁では、個人情報の内容のところに、口座番号、収入、税額とあります。どうしてこの個人情報を指定管理者が管理するのですか。
保育課長	保育の実施に係る費用の徴収というのは、いわゆる通常の保育です。指定管理者制度を採用する保育園が延長保育を実施する場合、その費用については指定管理者が徴収するものとされていますので、それについての必要事項です。
委員	いまの関連で、41頁の個人情報の開示請求権はどこにあるのか。もう少し具体的にいいますと、指定管理者が管理する個人情報は開示請求ができるのでしょうか。もしできるとすれば、それは条例によるのか個人情報保護法なのかということですが。
保育課長	基本的には区が管理している情報ですので、指定管理者と協定を結ぶときに、個人情報の開示も含めて、一定の決まりでやっていただくことになっています。指定管理者が運営している部分については、指定管理者に対しての一時的な開示請求ということになります。
委員	その権利は、条例が法源になっていると理解していいのでしょうか。それとも協定なのですか。
保育課長	民間になりますので、個人情報保護法の扱いになります。その場合ですと、事業者がどのような開示をするかを自ら決めていただくことになります。その点について、区としては区の条例に基づいた内容で対応するように、指定管理者と最初に協定を結ぶときに進めていくということです。
委員	41頁のいまの個人情報の内容ですが、8)死亡、13)出産予定日とあります。これは、どうしてこの項目が必要なのでしょう。
保育課長	いままで、保護者等の記載を全部していますので、それらの関連で出た場合に、児童票やいろいろな書類の関係で記載することになっていますので、項目として入れています。出産予定というのは、母親にいろいろな要件が出てきた場合、あるいは出産前後の関係で保育をしていただく場合もありますので、必要項目として入っています。
委員	同じく41頁の下の方に、10項目の個人情報の取扱いについて締結するとありますが、多分協定の中には具体的に詳細な文面があるのだろうと

	思いますが、そうなのでしょうか。
保育課長	具体的には、これらの必要事項を細かく規定し、協定を結んでいくこととなります。
委 員	高井戸保育園については、既にその文案はできていて協定を結んでいるということでしょうか。
保育課長	高井戸保育園については、協定書はできています。
委 員	先ほどの指定管理者に対する情報公開請求についての確認ですが、区のお答えは杉並区の個人情報保護条例に則って、とありましたが。
保育課長	実際の開示は、指定管理者が管理している個人情報については、指定管理者に対し開示請求が出されるものになります。それについては、区の個人情報保護条例等に基づいた内容での開示をしていただくように、協定の中で進めていくこととなります。
委 員	というのが、41 頁の 10 番目の条例遵守だと考えてよろしいでしょうか。
保育課長	条例遵守は一般的にそうですので、そのようなことについては個人情報の適切な管理も含めて、すべて協定の中で進めていくこととなります。
委 員	先ほどの情報公開請求についてですが、指定管理者が公開しないという場合には、異議申立ては指定管理者、それとも区長に対してすることになるのでしょうか。
法規担当課長	もう一度正確に調べます。あくまでも協定で条例に遵守して開示しますが、条例を規定の根拠としていませんので、条例に基づく異議申立てにはなりません。その場合は個人情報保護法に基づく申立てになるかと思えます。
委 員	そうすると、申立ては区長に対してすることになるのでしょうか。
法規担当課長	そこをもう少し正確に調べたいのですが、法に基づいて指定管理者に行うような形になるのではないかと考えています。
委 員	この 41 頁の 10 項目については、これから詳細に文案ができ上がってくるということでしたよね。そして、高井戸保育園の指定管理者との協定については、もう文案ができ上がっているということだと思いますので、是非その文面を審議会に見せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そうでないと、ちょっと判断ができません。
法規担当課長	それでは、資料提供したいと思えます。
委 員	よろしくお願いします。
委 員	40 頁の 2 の ( 1 ) ア、イとありますが、これは保育の実施に関わる費用の徴収はしないということですよ。
保育課長	管理者のほうですか。
委 員	先ほどの口座番号云々というのは、延長保育のときに、管理者がお金を取るということですよ。
保育課長	はい。いわゆる 11 時間保育です。朝の 7 時半から 6 時半の通常の保育の保育料が、このイにかかる部分です。
委 員	ただし、延長保育は除くなどと書かないと、不正確ではないですか。
保育課長	それ以降の延長保育は、費用の徴収でも区で取っているのは言葉としては負担金という形になりますので、別に徴収しています。
委 員	負担金であって費用ではないのですか。
保育課長	その部分の徴収は、区は 1 時間延長しかやっていませんが、指定管理者制度を取っている所は 2 時間延長など、指定管理者で決めていますので、その分を徴収していただくという制度です。
委 員	誤解のないようにわかりやすくしてほしいというだけです。アは、保育実施の承諾、不承諾というのは、保護者との間の承諾、不承諾という意味ですか。
保育課長	昔でいいますと、措置を入れる、入れないということです。

委 員	そういうものは区でやって、あとはやるんじゃないよということをお願いなんですよね。ちょっと言葉がよくわからないので、もう少しわかりやすくしてもらえると助かります。
保育課長	申しわけありません。ただ、条例上の言葉になっています。
委 員	これは条例上の言葉ですか。わかりました。
委 員	井戸のところ、個人情報とは異なりますが周辺ということでお尋ねします。外部委託する調査というのは、民間も区有のものも含めてなのですか。全体の総数はどのくらいあるのでしょうか。もし調査の仕方が決まっているのならば、要するに定点というか抽出するのか、それともかなりの数をやるつもりなのでしょうか。
建築課長	先ほどいいましたように、目的外利用する防災課の生活用水が約 1,000 件、保健所が約 5,000 件、環境のほうの地下水の揚水が 200 件、区の小・中学校にある防災井戸が約 100 件弱です。ただ、こちらとしては一応把握はしたいのですが、全数を調査することができません。最低限等高線などができる程度の、区内にいろいろ小・中学校がありますので、大体区内全域を網羅するようなものを作りたいと考えています。特にこちらで考えているのは、あまり個人情報にならない、区有施設のものを中心に考えて、それ以外に不足するものに民間井戸のものを調査すると考えています。それについて、実際に委託をする前に精査をして、はっきりした段階で委託をしようと思っています。民間の分も一部ありますが、そんなはないと考えています。
委 員	この等高線の参考資料は、東京都の土木技術研究所の 1970 年のものですが、こういったものはわりと直近でもあることはあるのですか。
建築課長	これが最新版です。ただ、かなり年数も経っていますし、地下水は意外と季節変動が激しいので、いま考えているのは、水が多い 9 月ごろ、いわゆる井戸が高い時期、それから 1、2 月ごろの 2 回くらい測らないと、全容はなかなか見えません。時期によってかなり違います。土木技術研究所も参考にしながら、新しくデータを取ったうえで解析をして、等高線等を作りたいと考えています。
委 員	わかりました。
委 員	41 頁の指定管理者との協定についてですが、8 番の立入調査はどの程度の頻度でやられるのでしょうか。それから、このような協定書に違反したようなことがあった場合に、指定管理者としての取り消しなどは、どの時点でもやるのでしょうか。
保育課長	立ち入り調査については、定期的ではなく、必要に応じてやることです。特に個人情報に関して何かあった場合に、その立ち入り調査を行うということです。
委 員	繰り返しになって恐縮ですが、41 頁の の条例遵守についてまだ引っ掛かるところがあります。この条例遵守という用語は、杉並区個人情報保護条例の第 1 条から 37 条まで全部かかると解釈するのでしょうか。
保育課長	この条例遵守は、個人情報保護条例も当然のことですが、それ以外にも保育の実施に関する条例や区の必要な条例すべて遵守していただくという趣旨です。
委 員	この(2)は、個人情報の取り扱いでと書いてありますので、そこまで幅を広げる必要はないのではないのでしょうかね。
保育課長	基本的には、個人情報保護条例は当然遵守していただくということです。
委 員	端的に聞きますが、罰金はどうなるのですか。極端な質問ですが、本質を明らかにするために伺います。
保育課長	先ほどお話ししましたように、基本的には区の条例の対象の事業者ではありませんので、罰金の規定等は適用できないということです。

委 員	そうすると、個人情報保護法も一般法の部分はかからないということですね。5,000 人以下ですから。
保育課長	園としては5,000 人以下になりますね。実質的には、私どもは協定で日々の保育の実施についていろいろお願いをしていますので、そのようなことのないように協定の中で進めていきたいと考えています。
委 員	それは当然の話ですが、究極のところ勝負になるところがあるのでしょうか。これも、今後積み上げていくということですかね。
会 長	ほかにありませんでしょうか。それでは、諮問 15～19 号までを一括して決定ということによろしいでしょうか。
委 員	私は諮問 19 号については、そう急がなくてもよろしいようですし、子どものことですから協定書の詳細な文案を見せていただいてから判断をしたいと思います。
会 長	では、保留しますか。
委 員	はい。ほかにもらっしゃるのではないのでしょうか。
委 員	私も見せていただきたいです。
会 長	では、保留の方が2人、それ以外の方は賛成で決定とします。それから、報告 10 号は報告を受けたということにします。そうすると、諮問 16 から 19 号について、審議会では諮問のとおり決定しましたので答申します。
( 答申案配布 )	
会 長	お手元に配った案文でよろしいでしょうか。第 1 段目、杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、平成 17 年 7 月 22 日付「17 杉並第 29419 号」により諮問のありました事項のうち、下記のものについて審議の結果適当であると決定しましたので答申いたします。なお、諮問第 6 号、第 8 号は、コールセンター等については、個人情報の取扱いに関する本審議会では審議内容を十分に踏まえてシステム化を図られたいということをつかしました。これでよろしいでしょうか。
( 異議なし )	
会 長	それでは、これで決定とします。事務局から区長宛に答申書を送付してください。
委 員	保留 2 などは入らないのですか。
会 長	決定のほうですから、先ほどいいましたとおり議事録には残ります。
委 員	わかりました。
( 答申書・区長室長に手渡し )	
会 長	事務局から何かありますか。
法規担当課長	次回の審議日程の予定ですが、10 月 25 日(火)午後 2 時からお願いしたいと思います。
会 長	ほかに何かありますか。ないようでしたら、本日は長時間ありがとうございました。